

地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東 基本利用料金表(R6.8.1)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①施設サービス費 (1割負担額)	ユニット型個室	682円	753円	828円	901円	971円
②施設サービス費 加算 (1割負担額)	日常生活継続 支援加算(Ⅱ)	新規入居者様の総数のうち、要介護4または5の入居者様が70%以上を占める施設の加算。 46円				
	看護体制 加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置しています。 12円				
	看護体制 加算(Ⅱ)イ	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保しています。 23円				
	夜勤職員 配置加算(Ⅱ)イ	夜勤(18:00～翌10:00)を行う介護職員又は看護職員の数が、3人以上勤務しています。 46円				
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階1	650円				
	第3段階2	1,360円				
	第4段階	1,550円(朝食:440円 昼食:590円 夕食:520円 合計1,550円(税込))				
④居住費 負担限度額	第1段階	880円				
	第2段階	880円				
	第3段階1	1,370円				
	第3段階2	1,370円				
	第4段階	2,066円				
利用負担額合計 (①+②+③+④) ※1日あたり ※介護職員処遇改善加算含	第1段階	2,102円	2,183円	2,268円	2,351円	2,431円
	第2段階	2,192円	2,273円	2,358円	2,441円	2,521円
	第3段階1	2,942円	3,023円	3,108円	3,191円	3,271円
	第3段階2	3,652円	3,733円	3,818円	3,901円	3,981円
	第4段階(1割)	4,538円	4,619円	4,704円	4,787円	4,867円
	第4段階(2割)	5,460円	5,622円	5,792円	5,958円	6,118円
	第4段階(3割)	6,382円	6,625円	6,880円	7,129円	7,369円
利用負担額合計 ※1ヵ月あたり (31日分) ※介護職員処遇改善加算含	第1段階	65,170円	67,679円	70,329円	72,909円	75,383円
	第2段階	67,960円	70,469円	73,119円	75,699円	78,173円
	第3段階1	91,210円	93,719円	96,369円	98,949円	101,423円
	第3段階2	113,220円	115,729円	118,379円	120,959円	123,433円
	第4段階(1割)	140,686円	143,195円	145,845円	148,425円	150,899円
	第4段階(2割)	169,276円	174,294円	179,594円	184,754円	189,702円
	第4段階(3割)	197,866円	205,393円	213,343円	221,083円	228,505円

※介護保険負担限度額認定については秋田市介護保険課へ申請が必要となります。

○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・上記施設サービス費に下記の各種加算を加えた1月あたりの総単位数に14.0%を乗じた単位数加算します。(算定必須加算です。一覧表にはすでに組み込まれております。)

※従来の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員等「へスアップ」等支援加算が一本化されました(令和6年6月1日から)

《その他の介護給付サービス加算》 ※要件に該当する場合は加算の対象となります。

- ・ADL維持等加算(Ⅰ)30円/月、ADL維持等加算(Ⅱ)60円/月 厚生労働省へADL値の提出を行う。
 - ・自立支援促進加算 300円/月 自立支援計画を策定し、ケアを実施し、厚生労働省へ結果の提出を行う。
 - ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3円/月、褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円/月 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し、厚生労働省へ結果の提出を行う。
 - ・安全対策体制加算 20円/回 入居時に1回を限度として算定を行う。
 - ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月 ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等を基本的情報を厚生労働省へ提出を行う。
 - ・生活機能向上連携加算(Ⅰ)・・・100円/月 個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。
 - ・生活機能向上連携加算(Ⅱ)・・・200円/月 機能訓練の内容をご家族に報告を行う。
 - ・栄養マネジメント強化加算・・・11円/日 常勤の管理栄養士が1人配置した場合の加算。
 - ・療養食加算・・・6円/回 療養食(糖尿病食・腎臓病食・貧血食等)を提供した場合の加算。
 - ・初期加算・・・30円/日 入居した日から起算して30日以内の加算。
 - ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)・・・110円/月 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者の方に対して口腔ケアを月2回以上行い、厚生労働省へ結果の提出を行う。
 - ・外泊時費用・・・246円/日 外泊初日と最終日以外の負担額(月に6日まで)。
- ※入院された場合は、状況によって引き続き介護負担限度額認定証の有無にかかわらず、居住費(2,006円)をご請求する場合があります。
- ・若年性認知症入所者受入加算・・・120円/日 若年性認知症の方が入居された場合に、個別の担当を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行う。(65歳の誕生日の前々日まで)
 - ・看取り介護加算(Ⅰ)・・・72円(15日)、144円(27日)、680円(2日)、1280円(1日) 看取り介護を行った場合。
- ※医療費、調剤料金、歯科診療費、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種代金
 ※オムツ代、日常の洗濯代は施設サービス費に含まれます。
 ※持込まれた電気機器の電気代(冷蔵庫1,200円/月、テレビ1,000円/月、電気毛布500円/月)等
 ※その他の日常生活費として、理美容代、外部委託のクリーニング代
 ※ご家族が居室に宿泊される場合、寝具一式(マット、肌掛布団、シーツ、包布)を依頼された場合は、180円/日で貸与します。